

大学の世界展開力強化事業（平成24年度採択）の中間評価について（案）

1. 目 的

国際的に活躍できるグローバル人材の育成と大学教育のグローバル展開力の強化を目指し、高等教育の質の保証を図りながら、日本人学生の海外留学と外国人学生の戦略的受入を行う東南アジア諸国連合等の大学との国際教育連携の取組を推進するため、「大学の世界展開力強化事業」の取組状況等を評価するとともに、本事業の目的が十分達成されるよう適切な助言を行うことで、本事業の適切かつ効果的な実施を促す。

2. 実施体制

大学の世界展開力強化事業プログラム委員会の下に、有識者からなる評価部会を設置し、評価を実施する。

3. 対象年度

原則として平成24年度事業開始から平成25年度末までの取組状況の評価の対象とする。また、平成26年度の取組状況のうち、海外の大学との協働教育やその質の保証のための取組など大学が積極的に記載する事項については、調書提出時までの実績を対象に加える。

4. 実施方法

○ 選定大学が本補助事業申請時に提案した計画に対する取組状況や目標の達成状況について、評価の観点ごとに評定（5段階）を行うとともに、優れた点や改善を要する点などについての評価及びコメントを付し、これを踏まえ、事業全体の総括評価を行う。

評価の観点など具体的な内容・方法等については、「中間評価要項」に定めるほか、この要項に定めのないことについては、別途、評価部会において決定の上、プログラム委員会委員長に報告する。

○ 具体的には、大学から「中間評価調書」により取組実績等の提出を受け、評価部会において、これに基づく書面評価及びヒアリング（必要に応じて現地調査）を行い、評価結果（案）を取りまとめ、プログラム委員会の議を経て最終的な評価結果として取りまとめる。

5. 評価結果の取扱

- 評価結果は、文部科学省における平成27年度以降の補助金額の決定に反映され、評価結果が著しく低い又は事業終了時の目標達成が全く見込めないなどの場合、大幅減額や打ち切りとすることがある。
- 評価結果は、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会、各選定大学のウェブサイト等に掲載し、事業の一層の普及を図る。

6. スケジュール

- 4月24日 プログラム委員会（第1回）
- 5月中旬～7月下旬 大学における中間評価調書作成
- 8月上旬 評価部会（第1回）
- 8月中旬～9月中旬 書面評価
- 10月上旬 評価部会（第2回）
- 10月下旬 ヒアリング、評価部会（第3回）
- 11月 現地調査※評価部会（第3回）で必要とされたものにより実施
- 12月下旬 評価部会（第4回）、評価結果（案）の決定
- 12月～1月 評価結果（案）への意見申立て期間
- 1月 評価部会（第5回）※申立てがあった場合に限り開催
- 2月 プログラム委員会（第3回）、評価結果の確定
- 2月 評価結果の公表

【参考：公募要領（抜粋）】

2. 事業の概要

(6) 実施期間

最大5年間（国の財政事情等により5年間で必ず保証するものではありません。）。

なお、毎年度のフォローアップ（後述の「中間評価」実施年度は除く。）、支援開始から3年目に平成25年度までの取組状況に関する中間評価、支援終了後（支援開始から6年目の平成29年度）に支援期間全体の実績に関する事後評価を実施し、毎年度のフォローアップ及び中間評価の結果は、補助金の配分に勘案されるとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合、事業の中止も含めた見直しを行うことがあります。